

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 3 月 5 日(火)午後 2 時 00 分から午後 3 時 45 分

2. 開催場所 消防庁舎 3 階 小会議室

3. 出席委員(13 人)

会長	1 番	有賀 勝英
会長職務代理者	2 番	宮原 光平
委員	3 番	原 美子
	4 番	宮澤 依子
	5 番	中村 良治
	6 番	小島 敏雄
	7 番	新村 幸子
推進委員		中村 脩司
		小澤 清之
		中條 清春
		福島 正一郎
		漆戸 裕司
		古村 孝

4. 欠席委員(1 人) 栗林 秀樹

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
報告事項

(1)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長	一ノ瀬 敏樹
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長	唐澤 武志
書記	役場産業振興課農政係	小松 由季、中澤 貴子

8. 会議の概要

<一ノ瀬事務局長>

先日の台湾旅行はお疲れ様でした。引率という立場でしたけれど、皆さんに引っ張られて無事帰ってくることができましたし、皆さん元気なお姿で本総会にご出席いただきました。本日、栗林推進委員につきましては予定通りの欠席ということでございます。

(開会)

<宮原職務代理>

こんにちは。3月は卒業の月で、私どもも3年任期の最後の農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

あらためてこんにちは。無事旅行も終わりました、我々も卒業ですので、大変お世話になりありがとうございました。3年間会長をやってみまして、皆さんの足を引っ張ったこともあると思いますけれど、無事任期が終わるということを感謝申し上げて、簡単ではございますが挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

3番の原委員さんと4番の宮澤委員さん、よろしくお願いいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1~4番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

神奈川県高座郡寒川町宮山…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富…番…、地目は田、面積 987 m²を、辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは遠方にお住まいで耕作が困難なため、親族であるBさんへ所有

権を移転したいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は 43 アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、有賀会長、福島推進委員から意見書をいただいております。

<福島推進委員>

この地図の真ん中にあるわけですが、真ん中を走っている道が東西線にぶつかる道であります。ここに川が流れていますけれど、一級河川でこれが天竜川までいくという川であります。田んぼは境がぴしゃっと入っておりまして、耕作もしっかりしておりましたので報告します

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたらお願いします。よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは2番目をお願いします。

<唐澤事務局次長>

2番、3番は譲受人が同じでありますのであわせてご説明させていただきます。

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページおよび3ページをご覧ください。上伊那郡宮田村…番地…にお住まいのCさんが所有いたします、大字澤底字七曲り…番…、地目は畑、面積23㎡、および大字澤底…番、地目は田、面積1080㎡、および大字澤底…番、地目は田、面積1924㎡、計3027㎡を、辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのDさんが取得するものです。

譲渡人のCさんは遠方にお住まいで耕作が困難なため、兄弟であるDさんへ所有権を移転したいということで申請がありました。

現地を確認したところ、…番…(面積23㎡)につきましては、現況は山林であると判断されましたが、ここは農地パトロールでも見逃してしまった所であります。所有権移転後に譲受人であるDさんに対し、非農地証明を発行し、地目変更の手続きをしていただくよう司法書士を通じて調整していきます。

3番、所有権の移転でございます。地図3ページをご覧ください。

大字澤底…番地にお住まいのEさんが所有いたします、大字澤底字桜ヶ洞…番…、地目は畑、面積33㎡を、辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのDさんが取得するものです。

これらの件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は54アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、小島委員、古村推進委員から意見書をいただいております。

<古村推進委員>

説明いたします。上の3筆、CさんからDさんへの筆のうち…番…(面積23㎡)については調査の説明がありましたが、現況が変わっているんですが、小島委員と確認しましたところ、問題ないと判断いたしました。次の…番…(面積33㎡)ですが、Eさんの家の垣根の内側にありまして、Eさんから譲り受けるということで受けました。地図の3ページの下にあります、(建物名)があつてその下の垣根の内側に33㎡という土地がありまして、そこを譲り受けるということです。審議をよろしく申し上げます。

<有賀会長>

この件について何かありましたらお願いします。よろしければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<唐澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

大字小野…番地にお住まいのFさんが所有いたします、大字小野字寺ノ前…番…、地目は畑、面積643㎡を、辰野町大字小野…番地…にお住まいのGさんが取得するものです。

譲受人は以前から申請地を借り受け耕作しておりましたが、経営安定のために申請地を取得したいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利

用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は 53 アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、中村委員、中村推進委員から意見書をいただいております。

<中村委員>

説明いたします。申請地の上側にある宅地の関係ですけれど、Gさんの息子さんの宅地になります。以前に息子さんが3条の条件付登記をしたところですが、条件付登記を解除して、父親であるGさんとFさんとの間に契約ができたということです。地籍調査等終わっておりますので、何ら問題ないと思います。お願いします。

<有賀会長>

この件について何かありましたらお願いします。よろしければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～7番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

土地の名義は、亡A相続財産となっており、長野家庭裁判所伊那支部にてその相続財産管理人が選任されておりますので、相続財産管理人からの申請を受け付けました。

伊那市西町…番地に所在する、B事務所弁護士Cさんが相続財産管理人となっております、大字伊那富字平蔵…番…、地目は田、面積647㎡を、東京都江東区木場…丁目…番…に所在します株式会社Dが取得し、宅地分譲地を新設するための申請でございます。

譲受人は宅地建物取引業者の免許を有しており、申請地を取得し2区画の宅地分譲地としたい計画であります。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、宮原職務代理、原委員から意見をいただいております。

<宮原職務代理>

報告いたします。3件が宅地の処理ができています。町道が走っていて、上下水が埋設されており、境界杭は測量時点ではっきり入っております、問題はなかったと感じてきました。なおご審議のほどお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたらお願いします。よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは2番目をお願いします。

<唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

大字平出…番地…にお住まいのEさんが所有いたします、大字樋口…番…、地目は田、面積282㎡を、大字伊那富…番地…にお住まいのFさんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。

譲渡人のEさんは、大病を患った後、耕作をしておらず、申請地の有効活用を考えていました。

譲受人のFさんは現在、町内のアパートに住んでおりますが、将来を考え自己の住宅を建築したい計画であります。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号ロの第1種農地であります。集落に接続しており、許可はやむを得ないと判断いたします。こちらは農振農用地でありましたが平成30年3月23日付で農振除外の公告が済んでおります。なお、第1種農地における転用の申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思います。

この件につきましては、漆戸推進委員、小島委員から意見書をいただいております。

<漆戸推進委員>

報告いたします。2月14日に小島委員と現地を確認しました。(場所の説明)田んぼを分筆したもので、除外がでた一つです。境杭は4隅に確認できました。町道が前を走っております。町道認定時に杭を確認しております。反対側の田んぼ側は話し合いで同意を得ております。町道は図面上は5m以上ありますが実際は4.8mで、上水道は埋設されて、柵はきちんと入っております。ご審議をお願いします。

<有賀会長>

この件についてご質問ございましたらお願いします。よろしければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは3番目をお願いします。

<唐澤事務局次長>

3番、賃貸借権の設定でございます。地図は9ページをご覧ください。

辰野町大字伊那富…番地にお住まいのGさん所有の

大字伊那富字北沢…番、面積1707㎡および

辰野町大字伊那富…番地にお住まいのHさん所有の

大字伊那富字北沢…番、面積692㎡および

辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのIさん所有の

大字伊那富字北沢…番、面積2145㎡および

辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのJさん所有の

大字伊那富字北沢…番、面積1598㎡ および

辰野町大字伊那富…番地にお住まいのKさん所有の

大字伊那富字北沢…番…、面積1185㎡ および

辰野町大字伊那富…番地にお住まいのLさん所有の

大字伊那富字北沢…番、面積1724㎡ および

辰野町大字伊那富…番地にお住まいのMさん所有の

大字伊那富字北沢…番…、面積613㎡ および

辰野町大字伊那富…番地にお住まいのNさん所有の

大字伊那富字北沢…番…、面積2584㎡ および

辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのOさん所有の

大字伊那富字北沢…番…、面積1704㎡ および

辰野町大字伊那富…番地にお住まいのPさん所有の

大字伊那富字北沢…番…、面積1985㎡ および

辰野町大字伊那富…番地にお住まいのQさん所有の

大字伊那富字北沢…番、面積1307㎡ および

辰野町大字伊那富…番地にお住まいのRさん所有の

大字伊那富字北沢…番…、面積1515㎡ および

大字伊那富字北沢…番…、面積22㎡ および

大字伊那富字北沢…番…、面積366㎡ および
辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのSさん所有の
大字伊那富字北沢…番、面積529㎡ および
辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのTさん所有の
大字伊那富字北沢…番、面積1136㎡ および
辰野町大字伊那富…番地にお住まいのUさん所有の
大字伊那富字北沢…番、面積1337㎡ および
辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのVさん所有の
大字伊那富字北沢…番、面積757㎡ および
長野市屋敷田…番地…にお住まいのWさん所有の
大字伊那富字北沢…番…、面積1255㎡ および
大字伊那富字北沢…番…、面積28㎡ および
辰野町大字伊那富…番地にお住まいのXさん所有の
大字伊那富字北沢…番…、面積2425㎡ および
伊那市境…番地…にお住まいのYさん所有の
大字伊那富字北沢…番、面積1511㎡ および
辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのZさん所有の
大字伊那富字北沢…番、面積2701㎡ および
辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのaさん所有の
大字伊那富字北沢…番、面積1171㎡ および
辰野町大字横川…番地…にお住まいのbさん所有の
大字伊那富字北沢…番、面積826㎡ および
辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのcさん所有の
大字伊那富字北沢…番、面積976㎡ および
辰野町大字伊那富…番地にお住まいのdさん所有の
大字伊那富字北沢…番、面積2378㎡ および
辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのeさん所有の
大字伊那富字北沢…番、面積1118㎡

地目はすべて田であります。以上25名の所有者より、28筆、計37,295㎡を辰野町が一時的に借り受け、埋蔵文化財発掘調査を行うための申請でございます。申請地一体は28年度に工場適地として申請し、北沢東工場適地となりました。今後の企業の大規模な土地需要に迅速に対応できるよう、このたび埋蔵文化財発掘調査を行うこととなりました。

一体は工場誘致のため平成18年より段階的に農振除外を進めてまいりました。申請地につきましても平成29年9月26日付をもって農振除外の公告が完了しております。

現在、利用権による賃借権設定がされている農地の耕作者については、同意書をいただいております。また、抵当権が設定されている農地につきましても、関係権利者(今回はf)から転用目的に供することについての同意書をいただいております。

周囲は既存の工場および農地に囲まれておりますが、周辺農地とは法面の段差が激しく、一体的な管理が困難な場所であり、10ha 未満の小規模な農地であります。また、宅地や事業用施設が連たんする地域から概ね500m以内でありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(2)の第2種農地であり、許可はやむを得ないと判断いたします。

こちらは、3000㎡を超える申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思います。図面上で白抜きに空いている農地につきましては、相続関係で現在了承が取れていないということで、今回はできませんでした。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

<宮澤委員>

2月18日に役場の関係の方と現地調査をしまして、(建物名)の下段に以前から工業団地化を進めたいということであったのですが、埋蔵文化財の調査が進まないと団地化できないということで、今回このような発掘調査の申請をしまして、現地をくまなく歩いて確認してきました。境等問題ないと見てきましたのでよろしく願います。

<有賀会長>

この件について何かご意見ありましたら願います。

<中村委員>

今回の申請地の…と…の上と(建物名)の間に3~4枚ありますが、これは現況はなんですか？

<一ノ瀬事務局長>

ここは既に終わっているところです。鉄塔から北側の突き出た部分は本調査区域でして、今ご指摘の(建物名)側の部分については本調査区域ではなく再度試掘をして

あまり出そうもない所です。31年度の企業誘致の大きな事業になります。教育委員会にお願いするといつまでたっても終わらないので、県の埋蔵文化財センターに一括してやってもらいます。議会の投資予算の承認をいただければ今年の秋10～11月までに現地調査をすべて終えて、埋蔵物が出てくればそれ以後は整理の作業に入っていくということです。

<福島推進委員>

ここはずっと耕作はできないということなんですよ？

<一ノ瀬事務局長>

一時転用ですので元には戻しますが、同時に企業誘致活動を積極的に行いまして、同時進行で進めたいと思いますが、地権者の皆様には農地には戻しますが、耕作はせずに利用権設定をしているところは別の農地を見出してもらって、営農を進めていただくとか、営農計画を切り替えてもらっていくようお願いしている。そういう意味で耕作ができないということです。

<中村委員>

議案書4ページの譲渡人は27名ではなく24名では？だぶっている人がいるので。

<一ノ瀬事務局長>

訂正をお願いします。

<有賀会長>

そのほか何かありますか？なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは4番目をお願いします。

<唐澤事務局次長>

4番、使用貸借権の設定でございます。地図は10ページを、配置図は11ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのgさんが所有いたします、中央…番…、地目は畑、面積 323 m²を、大字伊那富…番地にお住まいのhさんが借り受け、住宅を新築するための申請でございます。

貸付人と借受人は親子で同居しておりますが、前面道路の拡幅工事や建物の老朽化に伴い、このたびgさん所有の申請地へ住宅を新築したい計画であります。申請地は第 2 種住居地域の用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、中條推進委員、原委員から意見をいただいております。

<中条推進委員>

2月16日に原委員と見てまいりました。宅地にするということで、境もはっきりしてすべて道路も排水も何ら問題ないと確認してまいりました。

<有賀会長>

この件について何かご意見ありましたらお願いします。よろしいですかね？なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<事務局 小松>

諮問案件を確認させていただきたいんですが、5条で県の諮問を受ける案件は2件で、2番は第1種農地における住宅の新築、3番は転用面積が3000m²を超える案件となりますが、この2件でよろしいでしょうか？

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<唐澤事務局次長>

利用権の設定であります。計15件、31筆、面積は32,187m²、詳細は議案書の通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<有賀会長>

この件について、何かご質問ありましたらお願いします。なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは、報告事項について、お願いします。

報告事項

<唐澤事務局次長>

それでは報告事項であります。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが6件、議案書のとおりでございます。

報告事項は以上でございます。

その他

○平成30年度えごまの種配布実績報告について(事務局 小松)

別紙参照

白えごまの実は全て搾油に出してほしい。

○農業委員会旅行の暫定報告および任期3年間分の会費生産方法について

現地飲食費、写真の編集プリント代がまだ未定。年度末に報告、清算する。

農業委員会にお土産をいただきましてお礼申し上げます。

会費の清算については慰労会時に現金にて精算する。

写真についてはCD-ROMにして皆さんにお配りする(福島推進委員より)

○委員任期満了慰労会について

3月28日(木)18:00～パレスたつのにて

研修旅行時の写真をプロジェクターでうつしながら。

○全国農業委員会女性協議会ベストレシピグランプリ授賞式

3月6日 東京にて開催(女性農業委員3名と事務局 小松)

後日、町長へ受賞報告会開催予定。(料理を食べながら)

○次回委員会開催日については、総会終了後に継続委員とで決定

<一ノ瀬事務局長>

議会定例会において平成31年度～の新たな農業委員について議決されました。

農業委員 福島正一郎さん(羽北)、瀬戸真一さん(朝日)、一ノ瀬律生さん(川島)

小澤さよみさん(新町・宮木)、中村良治さん(JA推薦)

新村幸子さん(公募)、原美子さん(中立)

最適化推進委員 古村孝さん(朝日)、宇治元一さん(小野)

野澤洋光さん(新町・宮木)、根橋正美さん(川島)
宮島勇さん(朝日)、野澤典生さん(羽北)
吉江平二さん(上下辰野)

この3年間を振り返りまして、農業委員、最適化推進委員の取組み、事務局へのご意見等ありましたら、ご意見をいただくことは可能でしょうか？ご指名はいたしませんので、気がついた点等ございましたら率直なご意見を伺いたいと思います。

<有賀会長>

農地パトロールで町外の方で農地を持っている方がいるが連絡がとれない。荒廃地化してしまっていると周囲に迷惑がかかったり景観の問題もあるので、所有者を追ってもらって整備をしてほしい。

<宮澤委員>

優良農地の中でも簡単に宅地になってしまう。広い農地の中でも有効に使えるような場所でも家が建っていて、虫食い状態になってしまっている。そういった案件について農業委員会で反対していいのか、権限がどこまであるのかわからない。

<一ノ瀬事務局長>

農振農用地を除外するときは整備促進協議会で議論し、いずれ許可から転用となる。基本的に許可というケースはないというのが実態だが、許可の案件については例外として許可が認められているわけです。個人の所有権が強くて、個人の家を建てたいとか、子供に家を建てるにはそこしかないというケースが多い。従来からそこで営農をやっている方にとっては、そこに家が建つと農薬問題だとかケースが出てしまう。

<宮原職務代理>

前回栗林さんがおっしゃったが、新しい委員さんがきた場合3条4条5条がわからない。農地に関する直接の説明を短時間でもしてもらえればいい。

<一ノ瀬事務局長>

初期段階で事務局も含めて研修をする機会を設けていきます。3年前も県の農業会議の専門の方から勉強会をやっていただきましたので、今年度もやっていきたいと思えます。

<宮原職務代理>

農業新聞は次回の人にも義務だと思って必ずとってもらうように、初日から勧めるようにしてほしい。

<有賀会長>

他市町村によっては必ずしも農業委員と推進委員が同数じゃないんだよね？

<一ノ瀬事務局長>

推進委員のほうが多い市町村もあります。これはローカルルールで、何年か前は16名だったが、新しい農業委員会法になっておさえたほうがいいんじゃないかということで14名になりました。必ずしも同数にする必要はなくて、農地利用最適化の取り組みは地域ごとの取り組みで、地域活動というものを中心におかなくてはならないとある。辰野町は町の任務として今は半々だが、今後の状況によって人数は変えていかなければならないかもしれない。

<有賀会長>

最初は最適化推進委員は何をすればいいのか？付いていけばいいのか？というような声もあった。やってみてどうでした？

<古村推進委員>

名前はいただいたけれど本来の目的からは遠いところもある。部落の中に入ってやっていかないと推進委員という仕事はできないし、一人でもできない。相談事はまとめて会合を開いたりしないとなかなか問題点は浮き上がってこないと思う。エゴマをやってそれは良かったと思う。これからは作っている人を全体的にまとめてやっていかないと長く続かない。搾油したり情報交換したり、作る人が集まれる場所が必要。

<一ノ瀬事務局長>

推進委員さんのご苦労はたぶん古村さんがおっしゃられたことに集約されていると思う。地域の話し合いが、5ブロックでやっている人農地プランという大きなくくりではなく、もう少し狭い顔を知ったような人たちとの話し合いが本当は実のある話し合いになってくると思う。そこの場が推進委員の活動の場だと思う。農地利用最適化と一言で言ってもなかなか大変だと思うが、農業委員会の7名は基本的に農地法の審議がメ

インであり、地域活動をして遊休農地化を防いだり、マッチングを促したりするのが推進委員の役割であるが、一緒に活動しているのでそんなに違いはない。国でもそういう方向になっていくことを感じ取っているようです。従って農業委員と推進委員さんともに農地利用の最適化という取組みをもつようになっています。そのためのインセンティブ条例(上乘せ条例)、見合った活動に対して報酬を補助するという仕組みをとりなさいということで、伊那市が先に上乘せ条例を作っている。我々も3年先を待っていないで途中から条例に向けて動き、地域の話し合いを開催してその実績によって補助を受ける、またはマッチングの件数によって受けるというようなことをやって、苦勞した先の見返りとして報酬を受け取るというのが国の制度である。一緒にやる取組みに対しては公平に実績を挙げていきたいというがあるので、その辺の工夫も事務局としてやっていかななくてはならない。

エゴマについては大きく種を蒔いてもらったのが農業委員会だと思っていまして、それを引き継ぐ形で食の革命プロジェクトが並行的に動いている。今後仲間作りや情報交換を演出していくのは食の革命プロジェクト雑穀の里専門部会かと思っている。そういう流れは留まらず前向きにやっていければと思っている。

<中村委員>

辰野町農業委員の看板が前にあったような気がするが。委員の自宅玄関先にあれば窓口としてわかる。

<中村推進委員>

エゴマは古村さんにご苦勞いただいて3年間でこういう活動ができたこと、町にPRできたことが成果が出たと思います。忙しい時期に皆さん出てくださいと、古村さん非常に苦勞したと思いますけれど、全員で作業するのはなかなか大変ですが、町にこういうプレゼントとしてエゴマが普及したのがよかったと思います。ありがとうございました。

<原委員>

中立という立場で農地とは縁がなかった人間なので、農地パトロールで辰野町の農地を見せてもらったことは自分の足がだんだんと地に着いてるなど実感できてよかったです。人農地プランこそが地域と農業委員とを結ぶひとつの手段だなと感じて、あの会はとても大事だし、もっと広げて地域の方や農業委員、推進委員が出て意見を交わしていけば課題が少しずつ解決するんじゃないかなと思います。

<新村委員>

私もそう思いました。たつの営農と産業振興課と農業委員、やっぱり突っ込んで農地の問題について一番話し合いができた場じゃなかったかなと思います。農地を売りたい人とか買いたい人とかが目の前に出てきていて、それを実際に話し合っただけで地域にもって行って話し合いができていけば、少しずつでも前に進めるんじゃないかなと思います。

<福島推進委員>

辰野町は昔から稲作一本でずっときた。役場と農協が一体になっていればいいのだが、辰野町は農協と地域が打ち合わせしてこなかった。

<一ノ瀬事務局長>

営農センター機能を活発にしようと思い、営農センターでも地域ごとに見合った農業を推奨しながらやっていきたいと思っている。学校給食、保育園の給食の関係で栄養士さんと意見交換をした。もっと地域の農産物を地元の保育園や学校に提供してもらえば自給率を上げることができると非常に協力的だった。ところが生産者側は高齢化等で、野菜を提供しているグループはあるがなかなか噛み合っていない。地域ごとに自校給食をやっているのであれば、もっと保育園や学校ごとに地元の支援の仕組みができないかということがあるので、これも営農センターのテーマとしたい。

<宮澤委員>

年金の係をやったが、最初の年は何人かあたったが、2年目はどこにあたればいいのか分からなくて、3年目はせめて一人でもと思い、息子に加入を勧めたが、積立が大変ということで結局加入しないということになった。何かうまく伝えられればと思ったがなかなか年金に入る人を増やすことは難しかった。来年の係の人には是非息子を説得してほしい。

<中村委員>

若い人で農業をやって年金に入る人は少ない。

<中村推進委員>

手取りが少ないのに、高額な金額を掛けるというのは難しい。もっと掛け金を下げて入りやすくしないと普及しない。今のままでは掛けられないのが現状だと思う。

<一ノ瀬事務局長>

若手農業者の支援は急務である。なんらかの支援をしていく独自のものを考えていかなないと厳しい状況である。情報収集して農業者年金のいい勧誘の仕方があれば共有したいと思います。ほかにご意見がありましたら、事務局のほうへお届けいただければ、次期委員会の中で話していきたいと思いますのでお願いします。ほかにはよろしいですか？それでは長時間にわたりましてありがとうございます。閉会のご挨拶を宮原職務代理お願いします。

(閉会)

<宮原職務代理>

もう終わったような気がしますが、31日まではまだありますからね。3年間すばらしい方々にご一緒できたということを非常にうれしく思います。ありがとうございました。もうひとつ、一ノ瀬課長はじめ事務の皆さんには、リードしてもらったり裏方に回ってもらったり、ありがとうございましたという気持ちでいっぱいです。どうもありがとうございました。それを申し上げまして3月度の農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印